第一章 総則

(名 称)

第1条 本クラブは、春日部硬式テニスクラブと称する。

(組織)

第2条 本クラブは、原則として春日部市在住、在勤、在学者の一般会員及びジュニア会員(以後、「クラブ員」)をもって組織する。但し、ジュニア会員は、本クラブの一般会員の子弟を優先し、小学校3年以上、中学生までとする。

上記正会員の外に特別会員を認める。特別会員は、役員会で推薦、協議、決定し、それを 総会で事後報告する。

第二章 目 的 及 び 活 動

(目的)

第3条 本クラブは、テニスを通じてクラブ員相互の技術向上と親睦を図り、併せて健康増進に努めることを以って目的とする。

(活動)

- 第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - 1. 技術向上の奨励に関すること。
 - 2. 青少年の技術指導に関すること。
 - 3. クラブ員相互の親睦に関すること。
 - 4. 他の団体との交流による技術向上と親睦に関すること。
 - 5. クラブ員の慶弔に関すること。
 - 6. その他、本クラブの目的を達成するために必要なこと。

第三章 役員

(役 員)

第5条 本クラブに、クラブ員の互選により、次の役員をおく。

- 1. 会長 1名
- 2. 副会長 1名
- 3. 総務 2名(男女各1名) 広報も担当
- 4. 会計 2名
- 5. 監査 1名
- 6. 技術 若干名
- 7. コート担当 4名(金曜1名、土・日・祝1名、土・日・祝補助2名)
- 8. その他 スクール、グループごとに担当者若干名

(役員の任期)

- 第6条 1. 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
 - 2. 任期途中で互選された役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(役員の任務)

- 第7条 1. 会長は、本クラブを代表し、本クラブの活動を総括する。
 - 2. 副会長は、会長を補佐する。
 - 3. 総務は、本クラブの活動と運営を円滑にする。
 - 4. 会計は、本クラブの経理を担当する。
 - 5. 監査は、会計を監査する。
 - 6. 技術は、本クラブの技術指導を担当する。
 - 7. コート担当は、コート確保を担当する。
 - 8. 広報は、本クラブの活動と運営についての広報を担当する。
 - 9. その他の担当者は、担当のグループの活動を円滑にする。

(役員及びコーチ手当)

第8条 役員及びコーチ手当は、次の額とする。

1.	会長	月額	4,000円
2 .	副会長	月額	2,000円
3.	総務(男子)	月額	2,000円
	(女子)	月額	2,000円
4.	会計	月額	6,000円
5.	コート担当 1)土・日・祝	月額	6,000円
	2) 土・日・祝補助	月額	3,000円
	3) 金	月額	1,500円
6.	コーチ 1)平日担当コーチ	月額	<u>5,000</u> 円
	2)日曜担当コーチ	月額	3.000円

7. その他の役員(監査、フリー、火曜、水曜、ジュニア、火・水曜午後、女子連、推 薦協会役員)及びこれに準ずる会員に年度末に謝礼する(3,000円を限度)。

第四章 会議

(会議の種類)

第9条 会議は、年度当初に実施する定期総会及び必要に応じて実施する臨時総会及び役員会とし、会長が召集する。

(会議の議決事項)

- 第10条 定期総会及び臨時総会は、クラブ員を以って構成し、次の事項の審議を行い、付議する ものとする。
 - 1. 規約の変更
 - 2. 予算の審議、決算の認定
 - 3. 活動計画及び活動報告の承認

- 4. 役員の推薦
- 5. その他の重要と認める事項

尚、定期総会後に、規約規定にない、あるいは、規約変更を要するような事項・事態 が発生した場合、四役会(会長、副会長、総務、会計)で立案し、全体役員会に掛 け、その同意を得て、次の総会まで一時的に運用できる。最終的には、次の定期総会 に諮る。

(議 決)

第11条 会議の議決は、出席者の過半数を以って可決し、可否同数の場合は、会長がこれを採決 する。

第五章 会費及び会計

(経費)

第12条 本クラブの経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第13条 本クラブの会費は、クラブ員1名 (養務教育修了者以上) につき、次の通りとする。

1. 入会金 3. 000円

但し、ジュニア会員が中学卒業後も続けてクラブに在籍する場合、 入会会は借収せず、一般会員へ編入する。

- 2. 会費 月額1,000円とし、前納するものとする(春日部市テニス協会登録するでは、ジュニアの協会登録は行わない)。
- 3. 維持管理費 1) 大沼、立沼両コートを金、土、日、祝日に使用(競技会等を除く) するクラブ員は、プレーフィー100円をその都度支払うものとする。
 - 2) 火曜、水曜のスクール生は、プレーフィーとして年2,000 円を支払う。支払いは、4月1,000円、10月1,000 円を原則とする。
 - 3) 火曜、水曜の午後、フリー会員、スクール後のコーチ及び当日 のスクール生でないスクール生がプレーする場合、プレーフィ ー100円をその都度支払う。
 - 4) スクール (入会) 体験は無料とする (但し、1回のみ)。
 - 5) ビジターからは、1日500円のプレーフィーを徴収する。
 - 6) ジュニア会員の内、技術が上達し、コーチより一般・日曜スク ール参加を認められた者は、ジュニア会員の資格のまま、一般 スクールを受けることができる。その場合、スクールを受けた 日は、100円を支払う。
 - 7) 本クラブの土・日・祝日のコート確保のため、クラブ員全員の中から協力者を募り、1日2名(原則)の割りでコート取りに当たってもらう。それに対する手当として1日一人あたり

1,000円を支給する。

4. ジュニア会費 1)入会時の入会金2,000円と会費月額500円とする。

(納入)

第14条 前条に定める1,2,4については、本クラブが指定する銀行口座に納入するものとする (会費は、努めて3ヶ月分を4月、7月、10月、1月期に納入するものとする)。 尚、休・退部に際し、納入済み会費に残金がある場合、これを返金しないものとす る。

(会計年度)

第15条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月末を以って終わるのを原則 とする。

第六章 慶 弔

(慶 弔)

- 第16条 本クラブの目的を達成するため、クラブ員の慶弔に際し、会長、副会長の同意の下、見 舞金・謝礼を贈る。
 - 1. クラブ員死亡の場合、花輪一基、もしくは香典10,000円。
 - 2. クラブ員が病気、怪我等で入院10日以上に及ぶ場合、見舞金5,000円。
 - 3. クラブ員の住居が水・火災等により相当の被害を受けた場合、見舞金10,000
 - 4. クラブの発展、運営・維持への多大な貢献に感謝の意を表することができる。
 - 5. その他、本条を適用するに際して疑義が生じた場合は、役員会で決定するものとする。

第七章 雑則

(除籍)

第17条 会費を3ヶ月以上滞納し、会計からの請求にもかかわらず、その後1ヶ月を経過するも何らの連絡がない場合は、原則としてクラブ員を除籍するものとする。

(休部)

- 第18条 本クラブの休部は、6ヶ月以上活動しない場合とする。但し、休部届けの提出日を以って基準日とする。
 - 1. 休部期間は3年以内とし、3年を超えた時は除籍するものとする。
 - 2. 休部期間の会費は、不要とする。 (休部期間中は、春日部硬式クラブ員としては対外試合に参加できないものとする)。

(その他)

第19条 会員(特別会員は除く)の県大会出場には、2,000円の助成金を支給する。

本規約は、昭和52年6月1日に制定し、同日施行する。

平成元年5月7日改正的	色行する。	(定期終	会で議決	史)
平成7年4月9日	77	(**)
平成8年4月7日	"	(97)
平成9年4月6日	n	(***)
平成13年4月8日	"	(77)
平成15年4月1日	"	(平成1	4年12	2月1日の臨時総会で議決
平成16年4月18日	"	(定期終	会で議決	₽)
平成18年4月16日	"	(**)
平成19年4月8日	"	(")
平成21年4月12日	**	(")
平成23年4月10日	17	(")

- 改正部分:1. 第8条第6項1)平日担当コーチ手当 月額6,000円を5,000円に変更。
 - 2. 第8条第7項 カッコ内に「火・水曜午後」を追加。
 - 3. 第10条第5項 「尚、定期総会後に・・・諮る」を追加。
 - 4. 第13条第3項7) 手当「1,400円(時給・・・相 当)」を「1,000円」に変更。
 - 5. 第14条 「尚、休・退部二際し、・・・返金しないものとす る」を追加。

追記

H

)

第13条の本クラブの入会金・会費の納入指定銀行先(会費は銀行振り込みにより3ヶ月以上の単位で前納する。)

振込先:

銀	行	名	埼玉りそな銀行 春日部西口支店
	座	番号	普通預金 42244
振	込	先	カスカベコウシキテニスクラブ

その他

- * 退部、休部、復部の際には、必ず「書面」を以って役員に提出してください。
- * 各種のお知らせがありますので、大沼・立沼コートで確認ください。
- * コート確保が日に日に困難になっております。各人年に1回はコート取りに行って いただくよう、全員が協力してください。